

## いわゆる「八旗世襲譜檔」について

綿貫 哲郎

清朝八旗制度を解明する資料としては、『満文老檔』をはじめ『八旗通志』<sup>(1)</sup>や各朝の実錄・会典があげられる。しかし、その記述は甚だ簡略であるために、一次資料たる檔案の利用が欠かせない。我が国においては、早くから三田村泰助氏・神田信夫氏・細谷良夫氏などによって、佐領執照や家譜冊を用いた研究がすすめられて、多くの業績を残している<sup>(2)</sup>。

現在、北京の中国第一歴史檔案館には、1千万件を超える膨大な明清檔案が所蔵されており、そのなかで、八旗制度に関する檔案群として比較的知られているのは、「八旗世襲譜檔」と「歴朝八旗雜檔」であろう。「八旗世襲譜檔」については、『清代譜牒檔案 内閣』としてマイクロフィルム化されたものが楠木賢道氏によって<sup>(3)</sup>、一方、「歴朝八旗雜檔」は、杉山清彦氏によって<sup>(4)</sup>紹介されている。この度幸いにも、筆者は2000年3月6日～10日の期間、筑波大学中央図書館所蔵のマイクロフィルム版「八旗世襲譜檔」を閲覧する機会を得た。もとより、筆者の関心事は両氏とは異なり、雍正朝～乾隆朝にかけての八旗制度改革にあり、また、短期間の滞在で要領を得ない調査であったが、小稿では、管見したことについて述べてみたい。

なお、筑波大学所蔵のマイクロフィルム版「八旗世襲譜檔」の閲覧にあたっては、楠木賢道氏（筑波大学）並びに鈴木真氏（日本学術振興会特別研究員・筑波大学博士課程）のご助力を賜った。ここに特記して謝意を表するものである。

(1) 『八旗通志』は『八旗通志初集』『欽定八旗通志』の2種が存在する。以下、文中で『統集』とあるのは『欽定八旗通志』のことである。

(2) 三田村泰助「清太祖実錄の纂修について」（『東方学』19, 1959年）、同「満洲正紅旗の満文檔冊」（『岩井博士古稀記念典籍論集』大安, 1963年）、神田信夫「東洋文庫所蔵満洲文文書の二三について」（『東洋文庫書報』10, 1978年）、細谷良夫「八旗通志初集『旗分志』編纂とその背景——雍正朝佐領改革の一端——」（『東方学』36, 1968年）、同「盛京鑄藍旗新満洲の『世管佐領執照』について——世管佐領の承認を中心にして——」（『文經論叢』12-4, 1977年）、同「盛京鑄藍旗新満洲の『世管佐領執照』について」（『江上波夫教授古稀記念論集』歴史篇、山川出版社、1977年）を参照。なお、佐領は組織としてのniruとnirui jangginの双方を指す。以下、必要に応じてニル、ニルイ=ジャンギンと区別して記す。

(3) 楠木賢道「『清代譜牒檔案 内閣』について」（『清史研究』3, 1987年）。

(4) 杉山清彦「中国第一歴史檔案館蔵『歴朝八旗雜檔』簡紹」（『満族史研究通信』8, 1999年）。

「八旗世襲譜檔」と呼ばれるこの檔案群が研究に用いられるようになったのは、「歴朝八旗雜檔」と同様、1980年代に入ってからである<sup>(5)</sup>。ただ、「歴朝八旗雜檔」と比べて、まとまった名称を持たなかつたためか、先行研究において「八旗世襲譜檔」が引用される際には、異なった名称が用いられてきた。例えば、傅克東・陳佳華両氏は最初、『世職世襲家譜檔』(略称『襲職譜檔』)<sup>(6)</sup>、後には『世職譜檔』<sup>(7)</sup>や『世襲譜檔』<sup>(8)</sup>の名称を用いているなど統一されていない。1980年代末～1990年代初めになって、ようやく江橋氏や王鍾翰氏が、それぞれ『世襲譜檔』・『八旗世襲譜檔』とこの檔案群を称している<sup>(9)</sup>。また、なかには『正黃旗漢軍世職佐領緣由家譜冊』<sup>(10)</sup>や『鑲黃旗漢軍譜檔』<sup>(11)</sup>と檔案そのものの名称を記しているものもある。

これらの檔案群が、名称は異なりながらも同種類に属するものであることは、すべてに「全宗2、襲字××号」と附された整理番号から判断できる。全宗2とは内閣檔案を示すものであるが、一般的にこの檔案群が「八旗世襲譜檔」と呼ばれるようになったのは、おそらく中国第一歴史檔案館でマイクロフィルムが公開されて以降ではなかろうか。

楠木賢道氏の1987年の史料紹介によると、『清代譜牒檔案 内閣』と名付けられたこのマイクロフィルムは、第31巻～第62巻が筑波大学に購入されたが、その大部分である第31巻後半～第62巻前半が「漢文八旗世襲譜檔」・「滿文八旗世襲譜檔」で占められているという。東方書店の広告によると<sup>(12)</sup>、「八旗世襲譜檔」がマイクロフィルムの主要部分であり、「科挙考試冊」と「八旗都統衙門人事類旗務檔冊」はそれぞれ第31巻の前半部分と第62巻の後半部分に位置することからも、やむなく「八旗世襲譜檔」に附いてきたものだと見ることができる。しかし、なぜ『清代譜牒檔案 内閣』と表題されながらも、「八旗世襲譜檔」部分だけが売りに出されたのかはわからない。

しかし、中国第一歴史檔案館の「明清檔案縮微品目録」なるマイクロフィルムの目録によると、

(5) 前掲、杉山清彦「中国第一歴史檔案館藏『歴朝八旗雜檔』簡紹」48頁。

(6) 傅克東・陳佳華「八旗制度中の満蒙漢關係」(王鍾翰主編『満族史研究集』中国社会科学出版社、1988年。原載『民族研究』1980-6)。

(7) 陳佳華・傅克東「八旗漢軍考略」(前掲、王鍾翰主編『満族史研究集』。原載『民族研究』1981-5)。

(8) 陳佳華・傅克東「佐領述略」(前掲、王鍾翰主編『満族史研究集』1988年) 332頁。

(9) 江橋「清初の漢軍將領石廷柱」(『歴史檔案』1989-1)、王鍾翰「清代八旗中的満漢民族成分問題」(費孝通主編『中華民族研究新探索』中国社会科学出版社、1991年。のち、王鍾翰『學術論著自選集』中央民族大学出版社、1999年に再録)。

(10) 前掲、傅克東・陳佳華「八旗制度中の満蒙漢關係」231頁。

(11) 侯寿昌「康熙母系考」(中国第一歴史檔案館『明清檔案論文選編』檔案出版社、1985年。原載『歴史檔案』1982-4) 762頁。

(12) 筆者が参考にした広告は『東方』59(1986年2月号)に掲載されていたもの。

1983年に撮影された16ミリのマイクロフィルムに『清代譜牒檔案』が見える。その説明では、『清代譜牒檔案』とは内務府人事類・内閣人事類・宗人府人事類の3つの全宗からなるという<sup>(13)</sup>。現在の中国第一歴史檔案館の檔案群は各全宗ごとに分類されており<sup>(14)</sup>、そのなかの第31巻～第62巻に「内閣八旗世襲譜檔」があり、楠木氏の紹介されたそれと一致する。また、「科挙考試冊」と「八旗都統衙門人事類旗務檔冊」について言えば、実際には、「科挙考試冊」は第30巻～第31巻、「八旗都統衙門人事類旗務檔冊」は第62巻～第84巻にわたって存在する。つまり、東方書店の取り扱った『清代譜牒檔案 内閣』とは、中国第一歴史檔案館のマイクロフィルム『清代譜牒檔案』の内閣全宗に属する「八旗世襲譜檔」部分であったことがわかる。

1980年代には、楠木氏による史料紹介がおこなわれたが、わずかに漢文による八旗漢軍・八旗蒙古が研究対象とされただけで、満文による八旗満洲の檔案を用いた本格的な研究はなされなかった。しかし、1990年代に入ると、松浦茂氏がマイクロフィルムの第38巻～第39巻の新満洲佐領の満文の世管佐領執照を駆使した研究を発表された<sup>(15)</sup>ほか、1995年には、雑誌『歴史檔案』(1995-1)上に、「清代佐領的幾件史料」と題して、「八旗世襲譜檔」より7件の八旗満洲・八旗漢軍の佐領緣由が掲載される<sup>(16)</sup>など、「八旗世襲譜檔」が広く紹介され、研究に寄与はじめている。

「八旗世襲譜檔」のマイクロフィルムが、「漢文八旗世襲譜檔」・「満文八旗世襲譜檔」で占められていることは先程述べた。ここで、マイクロフィルムを見る際の「檔案序号」に附された名称による混乱のことをあげておきたい。

マイクロフィルム『清代譜牒檔案 内閣』の広告及び目録によると、第31巻～第39巻には「世襲：漢文八旗世襲譜檔」、同様に第39巻～第62巻には「世職：満文八旗世襲譜檔」と理解に苦しむ記載があり、閲覧者をして混乱させやすい。おそらくこれは整理の不統一から来ているのだろう。

(13) 秦国經『中華明清珍檔指南』(人民出版社、1994年) 275-276頁。

(14) 前掲、秦国經『中華明清珍檔指南』243-246頁。

(15) 松浦茂「康熙前半におけるクヤラ・新満洲佐領の移住」(『東洋史研究』48-4、1990年)。

(16) 掲載された「八旗世襲譜檔」のうち、2件の八旗満洲の佐領緣由の原文は確認できなかった。おそらく満文ではないかと推測する。また、2件の八旗漢軍はマイクロフィルムに収められていないが、先行研究より「全宗2、襲字31号」と思われる。「鑲黄旗漢軍頭甲喇佐領趙楷等查明方趙二姓系相互襲替佐領緣由」は世襲11号(第31巻。卷数はマイクロフィルム。以下同じ)に、「鑲紅旗漢軍都統報世管佐領如何補放緣由」は世襲101号(第36巻～第37巻)に、「正藍旗漢軍都統朱震等奏盡保等人所管六個熟舊佐領緣由」は世襲117号(第38巻)に収められている。但し、表題は掲載の過程で便宜上つけられたもので原文にはない。

う。すなわち、「漢文八旗世襲譜檔」と称されたマイクロフィルムの原本では、中国第一歴史檔案館のものと見られる「全宗2, 襲字××号」と分類された登録票が、同じく「満文八旗世襲譜檔」と称されたマイクロフィルムの原本には、「世職××号」と中央檔案館明清檔案部の登録票が貼られている。中央檔案館明清檔案部とは、現在の中国第一歴史檔案館の前身として、1959年から10年間用いられた名称である。これが、そのままマイクロフィルム撮影の際に「襲字→世襲」「世職」として、新たに整理された「八旗世襲譜檔」の「檔案序号」に採用されてしまったのであろう。つまり、「世襲」「世職」とあることから、「世襲譜檔」や「世職譜檔」ではないかと一方的にとらえがちであるが、本来は檔案群整理上のタイムラグの遺物であり、それ以上の意味はないのである。

さて、次に檔案そのものの説明に移りたい。ただ、すでに以前に楠木氏によってこの檔案群の全体的な構成・史料価値について紹介され、筆者が改めて紹介する必要はないようと思われる。しかし、筆者の関心事は別にある。この度の筆者の調査の中心は「漢文八旗世襲譜檔」にあって、また必要に応じて「満文八旗世襲譜檔」の一部にも及んでいる。ここでは、筆者独自の調査に基づき、いくつか気づいたことを述べてみたい。

まずは、佐領根源冊についてである。「漢文八旗世襲譜檔」(第31巻～第39巻)では、先程も述べたように「全宗2, 襲字××号」の登録票が貼られた檔案(但し、マイクロフィルムの「檔案序号」では「世襲」)が収められている。特に筆者の目を引くのは、八旗漢軍の佐領根源冊が多数存在することであるが、このマイクロフィルムを見る限りでは、鑲黄・正白・鑲白・鑲紅・正藍は存在するが、正黄・正紅・鑲藍の漢軍旗佐領根源冊を見たることはできなかった。しかし、先行研究において「全宗2, 襲字31号」の整理番号を持つ正黄旗漢軍の根源冊が引用されたことがあり<sup>(17)</sup>、『歴史檔案』(1995-1)上にも正黄旗漢軍の祖氏・耿氏の佐領根源が掲載されているので、マイクロフィルムに撮影する際の収録漏れと見ることもできる。このような根源冊も、例えば、『鑲黄旗漢軍頭甲喇呈造嘉慶八年分世管佐領勲舊佐領互管佐領世職家譜冊』(第31巻、世襲12号)、『鑲黄旗漢軍二甲喇呈造嘉慶八年分世管佐領族中襲替佐領併世職家譜清冊』(第31巻、世襲13号)、『鑲紅旗漢軍呈造嘉慶八年分世管佐領十七員家譜緣由冊』(第36巻、世襲91号)など世職家譜も併せて1冊になっていたり、「家譜冊」「清冊」「縁由冊」などの名称を持つなどその性格は様々である。

また、「八旗世襲譜檔」の佐領根源冊にあたることで、『統集』「旗分志」の編者註がかなり具体的に理解できる。例えば、筆者の関心事のひとつである漢軍勲舊佐領を考察する際に懸案であったものに、正藍旗漢軍第4參領第3佐領があげられる。その編者註は「謹案。此本係佟姓勲舊甘姓世管之缺。乾隆二十七年因兩姓爭控。改為公中佐領。」とあるだけで、この記述を読む限りにおいては理解できなかった。ところが、『fujuri nirui jergi nirui cese emu debtelin / gulu lamun i ujen

(17)前掲、傅克東・陳佳華「八旗制度中的滿蒙漢關係」、同「佐領述略」、陳佳華・傅克東「八旗漢軍考略」、王鍾翰「清代八旗中的滿漢民族成分問題」を参照。

coohai gūsa / 嘉慶八年』(第37巻、世襲111号)(／は改行を示す)に収められていた檔案によって、佟氏と甘氏との関係やニルが公中化されるまでの経緯が容易に理解できるようになった。

もうひとつ、著者が特記しておきたいのは、作成年代はないが、おそらく嘉慶年間以降の作成であろう『正白旗漢軍/原管佐領四員』(第34巻、世襲42号)という根源冊についてである。問題としたいのは、この根源冊が「fujuri niru=原管佐領」と記している点である。雍正年間から乾隆初年にかけて佐領改革がおこなわれた結果、ニル分類法がほぼ確立されたが、それ以降では「fujuri niru=勲舊佐領」と称されるのが基本であった<sup>(18)</sup>。また、『統集』「旗分志」の最後に記された佐領分類についても、おそらく上記のような「旗冊」にもとづいたのであろうが、正白旗漢軍と鑲藍旗漢軍では、本来であれば勲舊佐領とあるべきところ、原管佐領と記されている。この問題は、本格的な検討が必要であろう。

「満文八旗世襲譜檔」(第39巻～第62巻)に関しては、時間的な関係からその調査が一部にとどまつたが、主に八旗満洲の檔案が各旗ごとに収められていると思われる。ただ八旗漢軍に関するものも無いわけではなく、第42巻には『同治十一年/正黄汗(ママ)/gulu suwayan i ujen coohai gūsa』(第42巻、世職86号)と満文の正黄旗漢軍の根源冊が収められている。但し、耿氏ニルを例にとるならば、『歴史檔案』に掲載された漢文に比べてその記載は甚だ簡潔である。

さて、「八旗世襲譜檔」が『統集』「旗分志」の編者註のいう「旗冊」に該当するものなのかという判断には、この度の調査だけでは、まだ結論を下すことはできない。その問題点として現在考えられるのは以下の点である。正黄旗漢軍第1參領第8佐領の編者註を例にとった場合、この「謹案。此佐領係康熙三十九年恩賜溫憲公主佐領。雍正九年作為勲舊佐領。」に関する檔案は『鑲黄旗漢軍譜冊』(第32巻、世襲30号)に存在するが、「雍正九年作為勲舊佐領」という記述が該檔案では見あたらない。このような例は他にも相当存在しそうである。また、公中佐領に関する編者註では、ニルイ=ジャンギンが世襲でないため基本的に根源冊が存在しないという疑問もあげられる。「旗冊」以外にも、編者註に用いられた檔案の存在を窺わせるので、早急に片づけられる問題ではない。

このような根源冊は、10年ごとに更新されるよう定められていた。光緒版『大清会典』卷85「八旗都統」に、「凡襲職家譜。造冊二分。一鈐用旗印。交内閣存儲。一鈐用參領閨防佐領図記。存儲旗署。歲終。將新襲職之人。及統生子孫。添註冊内。至十年將修過之譜。彙交内閣。」とあるように、乾隆50年・同60年・嘉慶8年・同18年・道光3年・同13年・同23年・咸豐3年・同治3年・同治11年・光緒9年・光緒19年・同29年と、ほぼ10年おきの佐領世職根源冊が残されている。

ところで、東洋文庫には八旗制度に関する多くの檔案が所蔵されているが、そのなかで、三田

(18)勲舊佐領については、前掲、細谷良夫「盛京鑲藍旗新滿洲の『世管佐領執照』について——世管佐領の承襲を中心に——」、同「清朝中期の八旗漢軍の再編成」(石橋秀雄編『清代中國の諸問題』山川出版社、1995年)、石橋秀雄「ジュシェン小考」(『三上次男博士喜寿記念論文集』歴史編、山川出版社、1985年)に詳しい。また、八旗漢軍の勲舊佐領については、筆者も近々専論を発表する予定である。

村泰助氏によって報告された『正紅滿洲旗光緒十九年一光緒二十九年分世管佐領家譜』<sup>(19)</sup>や細谷良夫氏が研究に用いた『鑑藍旗漢軍呈造佐領世職根源条例家譜冊』<sup>(20)</sup>は、内容を見る限りにおいて、「八旗世襲譜檔」と同様の性格を持つ檔案と見なすことも可能であろう。また、東洋文庫には多数の「折り本」に属する佐領家譜も存在している<sup>(21)</sup>。

これからは、「八旗世襲譜檔」のマイクロフィルムの原本がどのようなものであったのかという問題や、「八旗世襲譜檔」などの佐領根源冊と「折り本」、さらには「歴朝八旗雜檔」との相互関係の考察が必要となろう。ただ、幸いにも清初五大臣の一人といわれたHohoriについては、三田村氏が調査された『正紅滿洲旗光緒十九年一光緒二十九年分世管佐領家譜』と6帳の「折り本」の佐領家譜が東洋文庫に存在し、マイクロフィルム版「八旗世襲譜檔」でも、少なくとも10件のHohori佐領根源冊が存在する<sup>(22)</sup>。

### 3

最後に、「八旗世襲譜檔」と「歴朝八旗雜檔」の両檔案群が清朝崩壊後に辿った経緯について述べてみたい。

(19)ただ、この檔案を用いたとはどこにも記されていない。しかし、内容からしてこの檔案に間違いないようである。前掲、三田村泰助「満洲正紅旗の満文檔案」を参照。

(20)細谷氏によると、現在東洋文庫の『鑑藍旗漢軍呈造佐領世職根源条例家譜冊』は漢文1種類・満文2種類の計3種類が存在するという。詳しくは、細谷良夫・王禹浪「尚可喜をめぐる諸資料」(『東アジアの社会変容と国際環境』第14回研究会《セミナー：東北アジア・史料が語る地域社会像》、1999年11月27日、東京外国语大学でのレジュメ)を参照。筆者が調査したところ、満文本のひとつには、東洋文庫受け入れ時に夾まれたであろう紙片に「光緒十九年満洲旗熟舊佐領家譜」なるメモ書きがあった。

(21)後藤智子「東洋文庫所蔵武職及佐領家譜について」(『満族史研究通信』7、1998年)。

(22)筆者は2000年1月17日～21日まで、北京の中国第一歴史檔案館において調査した結果、雍正12年12月に編纂された「歴朝八旗雜檔」の202号:『正紅旗満洲旗分世襲佐領原由冊』にHohoriニルに関する檔案を発見した。また、「八旗世襲譜檔」に見えるHohoriニルの根源冊は、世職60号(第49巻):『gulu fulgiyan i manju gūsai / jalān halame bošoro nirui janggisai booi durgan sekien cese』、同74号:『gulu fulgiyan i manju gūsa』、同81号:『gulu fulgiyan i manju gūsai fujuri niru jakūn , mukūn i / teile jalān halame bošoro niru jakūn , jalān halame bošoro niru dehi sunja / emu hontoho , uberi ninju emu niru , emu hontoho』、同89号:(表紙無し)、同145号:『gulu fulgiyan i manju gūsa』、同166号:(表紙無し)、同174号(以上、第50巻):『gulu fulgiyan i manju gūsai fere / jalān i janggin halame bošoro nirui / janggisai booi durgan i sekien i dangse』、同189号:『gulu fulgiyan i manju gūsai hafan sirara / ejehe songkoi dangse』、同191号:『gulu fulgiyan i manju gūsa』、同192号(以上、第51巻):『gulu fulgiyan i manju gūsai fere jalān / nirui janggin bošoho booi durgan sekien cese』である。さらに、世職29号(第49巻)にもHohori関係の檔案が存在する。

著者が調査した「八旗世襲譜檔」が「歴朝八旗雜檔」と異なり、もとはまとまった名称を持たなかった檔案群なのでは、ということは最初に述べたが、マイクロフィルムを調査する過程で、いくつかの檔案に「故宮博物院文献館」時代の登録票が中央檔案館明清檔案部の登録票と同じ葉に添付され、残されていたものを見受けた。

「歴朝八旗雜檔」の名を持つ檔案群は、杉山氏の報告にあるように『大庫史料目録 己編』に収められているものである。著者が北京の中国第一歴史檔案館で調査したところ、「八旗世襲譜檔」などに見られる登録票は貼られておらず、整理番号はすべて直接檔案に書き込まれており<sup>(23)</sup>、目録の番号と一致する。『大庫史料目録』に記された檔案類は、羅振玉氏の孫・羅福頤(1905～1981年)氏が、癸酉(1933年)より旅順の庫籍整理処で整理したものである。これまで甲編～己編まで6冊の目録が出されており<sup>(24)</sup>、己編は前書き部分では「康徳2年(=1934年)冬庫籍整理処編印」とある。李鵬年氏の報告によるならば<sup>(25)</sup>、「歴朝八旗雜檔」の辠った経緯は次のように考えられる。すなわち、宣統年間、羅振玉氏の指摘によって中國人が内閣大庫所蔵の檔案群の重要性に気づいたことは広く知られているが、いわゆる1921～1922年の「八千麻袋事件」以降、羅氏が12,000元で買い取ったもののなかに「歴朝八旗雜檔」が存在し、後に旅順に運ばれ、そこで整理されたのではないだろうか。その後、羅氏の所蔵した檔案や文献は、1936年に奉天図書館に移され、1952年にはそろって北京に帰還し、故宮明清檔案部(中国第一歴史檔案館の前身)に移送され現在に至っている。

一方、「八旗世襲譜檔」はどのくらいの割合かは不明であるが、「八千麻袋事件」に巻き込まれず、内閣大庫に残された檔案ではなかろうか。1924年、溥儀が馮玉祥によって紫禁城を駆逐された翌年、故宮博物院が成立し、古物館・図書館や総務処などの機構が設けられた。図書館の下には図書・文献の2部が置かれ、文献部が明清檔案と歴史物品の管理を請け負うこととなった。

その後、細々した編成替えがあったが、国民政府による中国統一後の1929年3月、文献部は図書館から分離し、文献館と改称され、正・副館長が置かれた。そして、1931年から内閣大庫に残

(23)前掲、杉山清彦「中国第一歴史檔案館蔵『歴朝八旗雜檔』簡紹」51頁。筆者が調査した「歴朝八旗雜檔」は以下の通りである。202号:『正紅旗満洲旗分世襲佐領原由冊』、205号:『正紅旗満洲旗分当列入總例照原事辦理檔』(内容は正白旗満洲のもの)、216号:『正紅旗満洲三代姓氏宗譜』、217号:『同上』、173号:『正白旗漢軍黃廷柏沈志祥籍貫出身履歷檔』、125号:『乾隆元年正白旗漢軍查報接管佐領檔』、276号:『鑑藍黃満洲佐領原由檔』、308号:『五甲世管佐領接襲冊』、128号:『正白旗蒙古旗分應入会典事件承辦官銜名冊』、174号:『正白旗漢軍大臣履歷世誥碑文祭文檔』、226号:『鑑紅旗漢軍雍正九年至十二年漢字上諭事件檔』。

(24)第一歴史檔案館で出された目録は、他の目録と同様、タイプうちされたものであって、オリジナルの目録ではなかった。

(25)李鵬年「内閣大庫—清代最重要的檔案庫」(『故宮博物院院刊』1981-3。のち、前掲、中国第一歴史檔案館編『明清檔案論文選編』に再録)を参照。

された檔案の整理が開始されたが、時あたかも日中両国が全面戦争に突入し、文献館の檔案も他の故宮の文物と同様に南遷した。日本が降伏し、統いて国民政府が大陸を離れる際に、少なぬ数の檔案が台湾に渡ったが、残りは北京に還った。その後、1951年5月に故宮博物院は文献館を檔案館と改称。以降、なんどか改称・改編を繰り返し、1980年に現在の名称、中国第一歴史檔案館となった<sup>(26)</sup>。このように、北京の「故宮博物院文献館」とは1929年3月～1951年5月まで存在した機関名であり、その登録票が附されていたことから、かつて1931年1月以降のおよそ30年の間に、少なくとも一度は「八旗世襲譜檔」の整理に手がつけられたことがわかる。

以上、「八旗世襲譜檔」について、管見したことを述べた。今後の本檔案の利用の一助となれば幸いである。マイクロフィルムを見る限りにおいて、筆者が認識するところでは、いわゆる「八旗世襲譜檔」は、全体的に見て「歴朝八旗雜檔」より新しい時代の檔案を中心に収めているが、その規模において、清朝一代の八旗制度を網羅的に解明するには、欠くことのできない檔案群であるといえよう。

(日本大学文学研究科院生)

---

(26)前掲、秦國経『中華明清珍檔指南』187-192頁。

## いわゆる「八旗世襲譜檔」について

綿貫哲郎